

(前文)

学術研究の目的は、真理の探究と人類の平和・福祉の増進にある。

また、大学は、学術研究・教育機関として各研究者の自由な研究を保証する一方で、大学に課せられた社会からの付託に応えることが必要である。

従って、学術研究に従事する研究者は、自身の自由な研究活動における目的を達成するにあたり、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律して研究を遂行し、同時に、その豊かな識見をもって、学生の教育、後継者の養成、ならびに社会への貢献活動などを行う責務がある。

学術研究の自由な遂行を保証し社会の要請に真摯に応えるため、研究者は以下のような基本的姿勢を堅持することが求められている。

- (1) 真理の尊重
- (2) 人間の尊厳と基本的人権の尊重
- (3) 研究成果の社会への還元
- (4) 研究に対する真摯で公正な態度
- (5) 研究者としての自律

関西大学は、その構成員が上記の研究者としての基本的姿勢を尊重し、社会からの信頼と尊敬を得るにふさわしい学術研究活動を遂行するため、いかなる努力も惜しまないことをここに表明する。

(目的)

第1条 関西大学は、本大学における学術研究が科学的及び社会的にみて適切な方法で進められ、社会からの信頼を確保することを目的とし、研究者として遵守すべき倫理規準をここに定める。

(研究者の定義)

第2条 本規準における「研究者」には、本大学の専任教育職員のみならず、本大学において研究活動に従事する者を含む。なお、大学院学生、学部学生であっても研究に携わるときには「研究者」に準ずるものとする。

(研究者の倫理)

第3条 研究者は研究に際し次の事項を遵守する。

- (1) 人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない。
- (2) 教育・研究活動において、文化、伝統、価値観、規範の多様性に留意し、かつこれを尊重し、また、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などにより差別的取り扱いをしない。
- (3) 真理の探究に従事する者として、不正な手段により研究活動やその成果を歪曲しない。
- (4) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を自分と対等な人格として尊重し、研究活動に参加する大学院学生や学部学生等に対する不当な取り扱いや抑圧による制限などをしない。
- (5) 研究者としての能力と適切な知識の水準の維持と向上をめざし、常に自己研鑽に努める。
- (6) 個人情報収集して研究を行う場合には、取り扱いに十分に注意する。
- (7) ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な方法で進める。
- (8) 国際的、国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本大学の諸規程を遵守する。
- (9) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。
- (10) 自らの研究活動、研究計画、研究目的及び進捗状況について社会への説明に努める。

(研究遂行過程における留意事項)

第4条 研究者は、研究のために収集した資料、情報・データ等について、消滅、改ざん、漏えい等を防ぐための措置を講じ、適切な期間保存するように努める。

2 研究者は、研究環境の安全の維持と環境への負荷の軽減に努める。

(研究成果公表に関する留意事項)

第5条 研究者は、研究成果のねつ造、改ざん、盗用等の不正行為をしてはならない。

2 研究者は、先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究者は、研究活動に実質的に関与し十分な貢献をした場合にのみ、オーサーシップが認められる。

(研究費に関する留意事項)

第6条 研究者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等から提供されていることに鑑み、研究費を適正かつ効率的に運用しなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究以外の目的に流用してはならない。

3 研究者は、研究費の用途を定めた法令、当該研究費の使用規程、本学の規程等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後、適切に説明責任を果たせるように努める。

(関西大学の責務)

第7条 本大学は、本規準の精神を学内に周知徹底し、本規準に則った教育・研究活動を具体的に遂行するための計画立案、諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する。

(事務)

第8条 この規準に関する事務は、学長課が取り扱う。

附 則

この規準は、平成19年1月10日から施行する。